

資料 1. 表
(アンケート調査)

Q1-1. 実施形態

	N=139	
	n	%
一般社団法人	69	49.6
NPO法人	40	28.8
株式会社	17	12.2
公益社団法人	0	0.0
その他団体	8	5.8
無回答	5	3.6

Q1-2. 提供しているサービス（複数回答）

	N=139	
	n	%
【1. 身元保証サービス】		
1-① 入院の際の身元保証人の受託	122	87.8
1-② 緊急連絡先の受託	126	90.6
1-③ 医療に係る意思決定の支援	108	77.7
【2. 死後事務サービス】		
2-① 火葬・埋葬に関する事務	128	92.1
2-② 葬儀等に関する事務	128	92.1
2-③ 行政官庁等への届出に関する事務	127	91.4
2-④ 病院・施設・自宅の処理に関する事務	127	91.4
【3. 日常生活支援サービス】		
3-① 受診・通院の支援	115	82.7
3-② 入院、転院、退院の際の移動の支援	111	79.9
【4. その他】	26	18.7

「1-②緊急連絡先の受託」に○をした方

Q1-2-1. 事業者が緊急連絡先であることを医療機関へ伝える方法（複数回答）

	N=126	
	n	%
① 事業者から医療機関に直接伝えている	116	92.1
② サービスを受ける人が口頭で伝えている	74	58.7
③ サービスを受ける人に緊急連絡先が記載されているカード等を携帯してもらっている	66	52.4
④ その他	11	8.7

Q1-3. サービスを受ける人と定期的な面談

	N=139	
	n	%
① 定期的な面談を行っている	76	54.7
② 契約者が希望する場合に定期的な面談を行っている	44	31.7
③ 契約者とは定期的な面談を行わない	4	2.9
④ その他	9	6.5
無回答	6	4.3

Q1-4. 直近1年間のサービスを受ける人（複数回答）

Q1-4-1. 契約者

	N=139	
	n	%
① サービスを受ける人と契約者が同じ	127	91.4
② サービスを受ける人と契約者が異なる	35	25.2
③ その他	7	5.0

Q1-4-2. 契約時の年齢

	N=139	
	n	%
① 10歳代	3	2.2
② 20歳代	9	6.5
③ 30歳代	14	10.1
④ 40歳代	28	20.1
⑤ 50歳代	48	34.5
⑥ 60歳代	97	69.8
⑦ 70歳代	119	85.6
⑧ 80歳代	119	85.6
⑨ 90歳代	89	64.0
⑩ 100歳代	10	7.2

Q1-4-3. 契約時または契約中の権利擁護の制度の利用

	N=139	
	n	%
① 法定後見制度	63	45.3
② 任意後見制度	91	65.5
③ 日常生活自立支援事業	42	30.2
④ その他	12	8.6

Q2-1. 医療に係る意向表明文書に関するサービスを提供していますか。

	N=139	
	n	%
① 提供している	104	74.8
② 提供していない	31	22.3
無回答	4	2.9

Q2-1. で医療に係る意向表明文書に関するサービスを「① 提供している」に○をした方

Q2-2-1. 医療に係る意向表明文書を作成する前に、事業者が実施すること（複数回答）

	N=104	
	n	%
① 特に何も行わない	8	7.7
② エンディングノートなどを紹介する	56	53.8
③ 事前指示（リビングウィル・医療の意思決定を代理する人）について説明する	75	72.1
④ アドバンス・ケア・プランニングについて説明する	27	26.0
⑤ アドバンス・ケア・プランニングやエンディングノート作成等の地域の取組を紹介する	12	11.5
⑥ その他	9	8.7

Q2-2-2. 全てのサービスを受ける人のうち、医療に係る意向表明文書を作成する人の割合

	N=104	
	n	%
① 約100%	53	51.0
② 約75%	27	26.0
③ 約50%	13	12.5
④ 約25%	5	4.8
⑤ 約10%	3	2.9
⑥ 約0%	1	1.0
無回答	2	1.9

Q2-2-3. サービスを受ける人が、医療に係る意向表明文書を作成するきっかけ（複数回答）

	N=104	
	n	%
① 本人（サービスを受ける人）からの要望	46	44.2
② 事業者からの提案	91	87.5
③ 施設や病院からの提案	35	33.7
④ その他	7	6.7

Q2-2-4. 医療に係る意向表明文書を作成するタイミング（複数回答）

	N=104	
	n	%
① 契約の前から	22	21.2
② 契約時	82	78.8
③ 契約後、サービスを受ける人からの希望があったとき	33	31.7
④ 契約後、イベント（入院など）があったとき	33	31.7
⑤ その他	10	9.6

Q2-2-5-1. 医療に係る意向表明文書の作成にあたって、サービスを受ける人を交えた話し合い

	N=104	n	%
① 特に方針は決まっていない		8	7.7
② サービスを受ける人に加えて、サービスを受ける人以外の人も交えて話し合いを行う方針である		46	44.2
③ サービスを受ける人と話し合いを行う方針である		46	44.2
④ サービスを受ける人が意思決定に困難を抱えていた場合にのみ、サービスを受ける人と話し合いを行う方針である		2	1.9
⑤ サービスを受ける人から提出される書面を尊重し、話し合いは行わない方針である		1	1.0
⑥ あてはまるものはない		1	1.0

Q2-2-5-1. ②「サービスを受ける人に加えて、サービスを受ける人以外の人も交えて話し合いを行う方針である」に○をした方

Q2-2-5-2. 医療に係る意向表明文書の作成にあたって、サービスを受ける人以外の人も交えた話し合いを実現する場合、どのような立場の人に参加を要請する方針ですか（複数回答）

	N=46	n	%
① 特に方針は決まっていない		1	2.2
② サービスを受ける人が同席を希望する人なら誰でも		28	60.9
③ サービスを受ける人と交流のある家族等		31	67.4
④ 家族等ではないが、サービスを受ける人と交流のある人		23	50.0
⑤ 医療従事者 (サービスを受ける人が定期的に受診している場合)		27	58.7
⑥ 介護事業者 (サービスを受ける人が介護サービスを利用している場合)		33	71.7
⑦ その他		3	6.5

Q2-2-6-1. 医療に係る意向表明を盛り込んでいる文書

	N=104	n	%
① 私文書		78	75.0
② 公文書（公正証書）		17	16.3
③ 作成していない（口頭での説明のみなど）		1	1.0
④ その他		8	7.7

Q2-2-6-1. ②「公文書に○をした方

Q2-2-6-2. 公正証書による委任事務の中で、医療に係る意向表明を盛り込んでいるもの（複数回答）

	N=17	n	%
① 生前事務委任契約公正証書		5	29.4
② 任意後見契約公正証書		7	41.2
③ 尊厳死宣言公正証書		14	82.4
④ その他		1	5.9

Q2-2-7. 医療に係る意向表明文書に含まれる内容（複数回答）

	N=104	n	%
① 延命治療に關すること（）		98	94.2
② 栄養に關すること（）		50	48.1
③ 緩和ケアに關すること（）		68	65.4
④ その他の処置に關すること（）		49	47.1
⑤ 本人の希望に關すること（）		68	65.4
⑥ 事務的事項（）		22	21.2
⑦ その他		5	4.8

Q2-2-8. 医療に係る意向表明文書の保管（複数回答）

	N=104	n	%
① 事業者が保管		102	98.1
② サービスを受ける人が保管		76	73.1
③ （サービスを受ける人と契約者が異なる場合）契約者が保管		17	16.3
④ 家族等が保管		19	18.3
⑤ 医療従事者が保管		23	22.1
⑥ 介護事業者が保管		23	22.1
⑦ その他		4	3.8

Q2-2-9. 医療に係る意向表明文書の再確認（複数回答）

	N=104	
	n	%
① 再確認をしていない	13	12.5
② イベント（入院など）があったときに再確認をしている	67	64.4
③ サービスを受ける人からの希望があったときに再確認をしている	56	53.8
④ 定期的に再確認をしている	24	23.1
⑤ 定期的に更新している（例えば、文書の内容または日付の更新）	11	10.6
⑥ その他	3	2.9

Q2-2-9. ④ 定期的に再確認している場合 () 月に1回

	N=24	
	n	%
2	1	4.2
6	3	12.5
12	13	54.2
24	2	8.3
無回答	5	20.8

Q2-2-9. ⑤ 定期的に更新している場合 () 月に1回 ※Q2-2-9で⑤に○をしていない事業者が解答している

	N=11	
	n	%
12	10	90.9
24	2	18.2

Q2-2-10. 医療に係る意向表明文書の情報共有（複数回答）

	N=104	
	n	%
① 情報共有を行っていない	13	12.5
② 事業者が主導的に、医療機関と情報共有を行っている	76	73.1
③ 事業者が主導的に、家族等と情報共有を行っている	41	39.4
④ サービスを受ける人が主導的に、医療機関と情報共有を行っている	22	21.2
⑤ サービスを受ける人が主導的に、家族等と情報共有を行っている	16	15.4
⑥ その他	11	10.6

Q2-2-11. サービスを受ける人の体調が変化し、医療に係る意向表明文書に含まれる医療行為が必要になったが、サービスを受ける人の判断能力の低下により、サービスを受ける人の最新の意向を確認できない場合を想定して下さい。医療に係る意向表明文書を医療機関に提示する前に、事業者として行うこと（複数回答）

	N=104	
	n	%
① 特に行わない	12	11.5
② 文書の記載内容を確認する	80	76.9
③ 意向表明文書の作成の際に参加した人と文書の記載内容について確認する	37	35.6
④ サービスを受ける人が他に残している文章（例：手紙、日記等を含む何らかの記録）の記載内容を確認する	28	26.9
⑤ サービスを受ける人の家族等に連絡をして、文書の記載内容に従った処置に対する同意を得る	60	57.7
⑥ その他	8	7.7

Q2-2-16-1. 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン（厚生労働省）」の活用状況

	N=104	
	n	%
① 存在を知らない	42	40.4
② 存在を知っているし、活用している	35	33.7
③ 存在を知っているが、活用していない	19	18.3
無回答	8	7.7

Q2-1. で医療に係る意向表明文書に関するサービスを「② 提供していない」に○をした方

Q3. 医療機関から事業者へ要請があった場合に、サービスを受ける人の価値観に関する情報の提供（面接記録の提供など）を想定していますか

	N=31	
	n	%
① 提供を想定している	19	61.3
② 提供を想定していない	11	35.5
無回答	1	3.2

Q4. ヒアリングの協力

	N=139	
	n	%
いいえ	60	43.2
はい	68	48.9
無回答	11	7.9

自由記載抜粋：重複する内容、特になし等設問の意図と合わない回答は削除

Q1-1. 実施形態

⑤ その他団体

- 合同会社
- 居住支援法人
- 弁護士法人
- 個人事業主
- 一般財団法人
- 訪問看護ステーション

Q1-2. 提供しているサービス（複数回答）

4. その他

- 居住支援
- 成年後見制度の利用支援
- 相続・遺言作成支援
- 当事者同士の支えあいの支援
- 墓じまい等の支援

Q1-2-1. 事業者が緊急連絡先であることを医療機関へ伝える方法（複数回答）

④ その他

- 関係者と共有
- 同意書等の書類に記入
- 利用者に携帯してもらう

Q1-3. サービスを受ける人と定期的な面談

④ その他

- 手紙・メールの活用
- 電話での面談
- 必要に応じて面談

Q1-4-1. 契約者

③ その他

- 原則としてサービスを受ける人と契約者は同じ
- 後見人と契約

Q1-4-3. 契約時または契約中の権利擁護の制度の利用

④ その他

- 委任契約

Q2-2-1. 医療に係る意向表明文書を作成する前に、事業者が実施すること（複数回答）

⑥ その他

- 医療上の意思表示書の作成
- 関係者との共有
- 契約時の重要説明事項に盛り込む
- 尊厳死宣言公正証書
- 当事者同士のネットワークづくりの支援

Q2-2-3. サービスを受ける人が、医療に係る意向表明文書を作成するきっかけ（複数回答）

④ その他

- 契約上必須

Q2-2-4. 医療に係る意向表明文書を作成するタイミング（複数回答）

⑤ その他

- 一律に作成していない
- 環境の変化があった時
- 契約後できるだけ早く
- 成年後見人が就任後

Q2-2-5-2. 医療に係る意向表明文書の作成にあたって、サービスを受ける人以外の人も交えた話し合いを実現する場合、どのような立場の人に参加を要請する方針ですか（複数回答）

⑦ その他

- 弁護士

Q2-2-6-1. 医療に係る意向表明を盛り込んでいる文書

④ その他

- エンディングノート
- リビングウィル等既存様式
- 契約書

Q2-2-7. 医療に係る意向表明文書に含まれる内容（複数回答）

① 延命治療に関すること

回復不可能な結果になる医療行為の希望
延命のためだけの手術の希望
死期を延ばすためだけの延命措置の可否
人工呼吸器
気管切開
昇圧剤の使用
心肺蘇生法
水分栄養補給の治療
人工透析の実施
輸血・血液製剤の使用

② 栄養に関すること

胃ろうの希望

③ 緩和ケアに関すること

緩和ケアの希望

④ その他の処置に関すること

CT、MRI 等の検査

アレルギー

献体

治療場所の希望（病院、自宅等）

臓器提供

病名告知

輸血

⑤ 本人の希望に関すること

してほしくないことの要望

介護、施設について

最期をどこで過ごしたいか

最後に食べたいもの

死後事務の各事項の希望

自然死、尊厳死等の選択

葬儀・埋葬の希望

搬送先の病院

頼りたい人（親族・友人等）

本人の要望に従ってされた行為の一切の責任が本人自身にあること

⑥ 事務的項目

ドナーカードの有無

意向表明文書の効力について

医療代理人・代弁者

死後事務

病室の希望

⑦ その他

関係者への感謝

Q2-2-8. 医療に係る意向表明文書の保管（複数回答）

⑦ その他

監督契約をしている弁護士

公証役場

生活保護担当者

Q2-2-9. 医療に係る意向表明文書の再確認（複数回答）

⑥ その他

死後事務委任契約時

入院時に延命に関する同意を再度本人と行う

Q2-2-10. 医療に係る意向表明文書の情報共有（複数回答）

⑥ その他

介護従事者

必要に応じて情報を共有

Q2-2-11. サービスを受ける人の体調が変化し、医療に係る意向表明文書に含まれる医療行為が必要になったが、サービスを受ける人の判断能力の低下により、サービスを受ける人の最新の意向を確認できない場合を想定して下さい。医療に係る意向表明文書を医療機関に提示する前に、事業者として行うこと（複数回答）

⑥ その他

医療機関との相談・協議

医師の考えを聞く

医療側の判断にゆだねる

家族がいる場合には、本人の意向を家族に伝え、いない場合には本人の意向を医師に伝える

施設等でのリビングウィルなど情報がないかたずねる

本人を交えてのカンファレンス

Q2-2-13. 医療に係る意向表明文書の作成にあたって、サービスを受ける人が意思決定に悩んでいる場合に、どのような支援をする方針か

- いつでも変更できることを伝える
- まだ決定していないにチェックしてもらう
- ゆっくり考えてもらう
- 家族に確認する
- 今の気持ちに近いものを選んでもらう
- 支援者が協力する
- 時間をかけて話し合う
- 尊厳死協会のリーフレットを渡す
- 他の利用者の話をする
- 必要性を説明する
- 無理強いはしない

Q2-2-14. 医療に係る意向表明文書に関して、事業者として過去に困ったこともしくは困っていること

- ヒアリングが難しい
- 医療機関が ACP について理解していない
- 医療機関が家族を求めてくる
- 医療機関が第三者の医療同意を求めてくる
- 医療機関が事業者の役割を知らない
- 医療機関の拒否的な反応
- 延命治療の定義が曖昧
- 家族の対応
- 更新の頻度
- 統一した書式が欲しい
- 本人の認知機能が低下した時
- 利用者が自分で決断できない

Q2-2-15. 他の事業者が、医療に係る事前の意向表明文書を作成するプロセスや、意向表明文書を活用する場面において、不安や疑問に感じたこと

- 延命治療を望まないという一文にチェックをいれるだけ
- 代行決定をしている
- 利用者の決断を急がせる

Q2-2-16-2. 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン(厚生労働省)」を活用している理由、または、活用していない理由

【活用している理由】

- 意向表明文書を作成するときに参考にする

公的なものだから
自己決定権を尊重するため
当然のことだから
病院や施設から信頼を得られる
恣意的にならないために

【活用していない理由】

医療従事者の認識が不足
業務に忙殺されているため
事業者が活用している書式で用が足りる
事業者の規定と異なる
周知されていない

Q2-2-12. 事業者と契約者間で、医療に係る意向表明文書を作成したケースで、意向表明文書を医療機関に提示し活用できたケース

46 件の活用できたケースを①～⑤について類似性に基づきカテゴリーに分類した。

① 基本属性

家族背景：家族と疎遠（遠方、不仲等）21 件、身寄りなし 11 件、家族が病気や障害を抱えている 3 件

疾患：がん 12 件、循環器疾患 5 件、脳血管疾患 5 件、腎不全 3 件、老衰 1 件、糖尿病合併症 1 件、熱傷 1 件

② 意向表明文書の内容

延命治療（希望しない要望）	24 (15)
栄養に関する希望	5
事前指示書	4
緩和ケアに関すること	3
自然死・尊厳死	2
尊厳死宣言公正証書	2
葬儀・埋葬の希望	2
最期にすごす場所	1
事務的・事項	1
臓器提供	1
脳死状態の措置	1
病名告知	1
本人の希望	1
遺言書の希望	1

③ 意向表明文書の作成プロセス

契約時に作成 21 件、関係者を交えた話し合い 5 件、本人と話し合いながら 3 件、契約前の必須 2 件、死後事務委任契約時 2 件、新型コロナウィルス感染症拡大 1 件、本人の希望 1 件支援開始時 1 件

④ 意向表明文書を提示するまでのプロセス

入院や手術のとき 17 件、救急搬送・緊急入院時 13 件、終末期 5 件、医療機関からの要請時 3 件、転院時 2 件、治療方針の決定が必要な時 2 件

⑤ 意向表明文書の内容で実現できたこと、できなかったこと

【実現できたこと】

延命治療をしない 3 件、自然死 3 件、緩和ケア 2 件、施設での看取り 1 件、手術 1 件

【実現できなかったこと】

献体、高齢の方の延命治療、日付の古い意向表明文書の内容